

## 4章 縁の保全及び縁化推進のための施策

---

## 《施策体系図》

□見直し箇所



## 1. 基本方針 1 緑の骨格の保全

変更

### 施策 1) 琵琶湖岸の保全と活用

本市の琵琶湖岸は、「原風景<sup>※</sup>」とも言える白砂青松の砂浜やヨシ原、市民をはじめ観光客にも多く利用されている大津湖岸なぎさ公園など地域により特色のある湖岸があり、これまで景観法や滋賀県のヨシ群落保全に関する条例などにより湖岸一帯の景観や環境が保全されてきました。今後も、景観や環境の保全を継続すると同時に、更なる魅力の向上と市民の琵琶湖とのふれあいの機会の創出のため、湖岸に面した公園などの水辺については、保全を継続する必要があります。また、毎年、実施されている市民によるヨシの保全管理活動なども、維持・充実を図ることが望されます。

琵琶湖岸は、サイクリングなどのレクリエーション活動の場として人気が高い一方で、湖岸緑地の整備は部分的にとどまるなど利用面での課題があります。将来的に湖岸全体が本来の魅力である開放的な水辺となるよう、多方面における努力が必要です。

#### 取り組み①：湖岸の景観・環境保全

地域制緑地などの適正な運用により、湖岸の景観・環境保全を継続します。

##### <事業例>

- ・ 第2次大津市景観計画及びガイドラインに基づく湖岸軸の規制誘導【市】
- ・ 琵琶湖国定公園、湖岸部における風致地区等による景観・環境保全の継続【県・市】
- ・ 琵琶湖の原風景となる北部地域の自然護岸の保全と活用【県】

#### 取り組み②：都心エリアの湖岸緑地の活用

都心エリアの湖岸緑地について適切に維持管理するとともに、活用していきます。

##### <事業例>

- ・ 大津湖岸なぎさ公園改修事業【市】
- ・ なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトの推進（市民プラザ再整備事業など）【市】
- ・ 柳ヶ崎湖畔公園、瀬田湖岸緑地等の適正管理、魅力発信【市・指】

注 事業例の【】内は、事業主体を示す。

国=国、県=滋賀県、市=大津市、指=指定管理者、民=事業者、市民団体、市民（以下同じ）



大津湖岸なぎさ公園

### 取り組み③:湖岸緑地の調和ある土地利用の推進

施設管理者と連携して、湖岸一帯の景観形成や利活用に取り組みます。

#### <事業例>

- ・ 第2次大津市景観計画及び同ガイドラインに基づく景観形成【市】
- ・ 琵琶湖湖岸(志賀)緑地や北大津湖岸緑地の適切な維持管理及び利用促進【県・市】



出島（でけじま）の灯台（湖岸通路）



近江舞子水泳場

### 施策 2) 河川の自然的環境の保全と活用

河川の緑は、琵琶湖と山並みの緑を結ぶ貴重な「水と緑の軸」を形成しています。河川とともに河畔林などの周辺の自然環境は、生物の生息や移動空間としての役割を果たしており、これら水辺環境の充実や連続化が必要です。

山裾の河川周辺には、土砂災害のリスクが高く被害が懸念される地域もみられ、河川周辺の緑地などの保全や自然災害の被害軽減のための河川改修などが望まれます。市街地の河川は、貴重な水や緑の資源となるものの、美しい景観形成や親水性への取り組みなど都市の水辺が十分に活用されていない地域もあります。

市民との協働により、河川の緑化や美化などの維持管理、自然体験の場としての活用が期待されます。

#### 取り組み①:協働による河川緑化・清掃の推進

地域住民による河川緑化・清掃活動を支援するとともに、更なる活動の推進に努めます。

##### <事業例>

- 協働による河川環境の維持管理の促進（河川愛護団体の活動促進など）【市・民】

#### 取り組み②:自然環境や生物への配慮

自然災害の被害軽減や生物の生息に配慮した河川緑地の維持管理に努めます。（グリーンインフラの推進、生物多様性の保全）

##### <事業例>

- 流域治水の観点に基づく河川改修、維持管理【県】
- 生物の生息環境に配慮した水辺の保全・創出（生態回廊としての瀬田川、大戸川の水辺環境の保全）【県・市】
- 河川緑地などにおける、ホタルの保全活動の推進【市・民】



協働による河川環境の保全

### 施策3) 里地里山の生態系の保全と防災機能の確保

本市には、環境省日本の里地里山50選に選定された仰木地区や、「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想※」の重要拠点区域に指定された堅田丘陵などの未開発の丘陵地など里地里山としての美しい景観や特有の生態系を持つ貴重な空間があります。しかしながら、農地や山林における管理者不在に伴う荒廃や、野生鳥獣による獣害、市街地に隣接する立地から、住宅地などへの開発が進められるなどその適切な保全が必要となっています。

また、丘陵地斜面では地すべりの発生など隣接する市街地への土砂災害の危険性が高い地域も多く、防災面からの保全対策も必要です。

#### 取り組み①: 里地里山の生態系の保全

美しい景観を形成し、生態的に貴重な里山の環境を保全できるよう、市民や事業者とともに取り組んでいきます。

##### <事業例>

- ・協働による丘陵地の里地里山環境の保全活動の推進【市・民】
- ・市内の棚田保全活動の紹介【市】
- ・森林、林道の整備【市】
- ・鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策の普及啓発【市】
- ・農地保全に関する交付金【市】

#### 取り組み②: 里地里山の防災対策の推進

山地災害が発生する恐れのある斜面地において、森林の適切な管理を促し、防災性の向上につなげます。（グリーンインフラの推進）

##### <事業例>

- ・災害に強い森林づくり事業【県】
- ・里山防災・緩衝帯整備事業【市】
- ・地すべり防止事業  
(地すべり防止施設の清掃、区域内パトロールの実施)【市】
- ・急傾斜地崩壊防止対策事業【県・市】



仰木の棚田

### 施策4) 山並みの緑の確実な保全と活用

琵琶湖とともに市域全体に広がる山並みは、本市固有の景観であり、その大部分が、自然公園地域や風致地区、歴史的風土特別保存地区などに指定されることで、優れた自然環境が守られてきました。今後も、これらの保全対策を確実に継続することが求められます。また、指定地域以外において進められている大規模な開発などに伴い緑地の減少がみられ、土砂災害のリスクなどが懸念される地域があります。本市の緑地保存地域※や環境形成緑地※などの位置付けにより、景観、環境、防災などの緑の基盤機能を維持すべく、市民や事業者の協力を得ながら確実な保全対策や代替となる緑地の創出の指導を進めていくことが必要です。

森林での環境学習やレクリエーション活用など子どもたちを中心とした市民が森の環境に親しむことのできる場をつくるため、協働による森林の維持管理活動の推進・充実や、参加を促すための仕組みづくりが必要です。

#### 取り組み①: 山並みの緑の確実な保全

地域制緑地の適正な運用により山並みの緑の確実な保全を継続します。

##### <事業例>

- ・ 放置林防止対策境界明確化事業【市】
- ・ 森林を育む間伐材利用促進事業【県】
- ・ 田上山系の緑化の推進【県】
- ・ 森林環境譲与税を活用した放置林の整備【市】
- ・ 森林病害虫等防除事業【県・市】

#### 取り組み②: 協働による生態系保全と環境学習の実施

生態系保全や環境学習などを市民と協働で取り組みます。

##### <事業例>

- ・ 森林環境学習「やまのこ」事業【県・市】
- ・ 市民との協働による森林づくり【県】
- ・ ナショナル・トラスト協会等との連携による保全・活用検討【市】
- ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想重要拠点区域の保全【県】

#### 取り組み③: 開発に伴う影響を踏まえた環境の保全

開発や道路整備等に伴う緑地環境への影響が最小限となるよう努めます。

##### <事業例>

- ・ 「緑地保存地域」又は「環境形成緑地」における関係法令等による齟齬のない調整による開発への指導【市】
- ・ 新名神高速道路等山あいにおける道路整備の環境影響低減に向けた対応【県・市・民】

## ■ コラム：大津市独自の自然環境を保全する活動

### 【湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～】

本市の琵琶湖岸は、近年の都市化の影響で自然の姿が失われつつありますが、市域の北西部を中心にヨシ帯が残り、琵琶湖の原風景が美しく保たれています。ヨシが群生したヨシ帯は、①湖辺の生態系の保全、②水質浄化、③湖岸保全、といった3つの機能を発揮すると言われています。

こうした機能を持つヨシ帯を保全するとともに、ヨシ帯を通して琵琶湖と生活との関わりを見直すために、平成2年度より「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」と名付けたヨシ保全事業に取り組んでいます。

ヨシ保全事業の一環として行われる「市民ヨシ刈り」は、毎年市民、事業者の参加で実施されています。冬季に枯れたヨシの地上部を刈り取ることによって、春の新芽の成長を促し、立派なヨシ原が育つことで、野鳥や魚たちのすみかとなるだけではなく、ヨシ原周辺の水質浄化にも役立っています。

さらに、湖辺清掃、ヨシたいまつ点火などを、ヨシ帯のある湖辺各地で開催しています。ヨシたいまつ点火は、春の到来と琵琶湖の恵みに感謝するイベントとして、市内外から注目されています。



\*大津市「京滋 SDGs プロジェクト（令和4年度）

SDGs アクション in 大津」より引用

### 【棚田保全活動】

農家の方たちの長年の農業の営みと努力により作られ、守られてきた棚田は、近年の高齢化や後継者不足により耕作されなくなることが増えたため、地域において、棚田オーナーや酒づくりオーナーを募集し、農村を活性化させるとともに棚田を含む田園風景を守っていくための取り組みが進められています。

#### 棚田オーナー（平尾地区）

気軽に農作業を体験できる「体験コース」と農作業の技術を習得したい方向けの「チャレンジコース」があり、オーナーは棚田の玄米や地域通貨券が貰えます。

#### 酒づくりオーナー（上仰木地区）

棚田米を生かした日本晴純米100%のお酒づくりが体験可能で、玄米又は収穫したお米で作ったお酒が貰えます。

### 《大津市の棚田》

令和2年に制定された「棚田地域振興法」により「仰木の棚田」として、保全すべき棚田に認定されています。また、仰木全体の地域振興に繋げる「指定棚田地域振興活動計画」が国に認定されました。

\*大津市「棚田保全活動」より引用

関連ページ：43、56ページ

## 2. 基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

変更

### 施策1) 人口減少などの社会情勢の変化に対応した都市公園などの見直し

本市では、第4次大津市緑の基本計画に掲げた、一人当たりの都市公園面積はすでに達成しています。しかしながら、都市公園に対するニーズは、災害時の避難地や防災拠点などのグリーンインフラとしての機能の充実や、市民意識としてカフェや休憩スペースの充実、適切な維持管理への関心などへの変化がみられます。また、市役所庁舎との一体的活用や、気候変動に伴う暑熱対策、にぎわい拠点など新たな機能も求められています。これまででは、都市公園を増やすことを重視し取り組みを進めてきましたが、今後の人団減少の見通しを踏まえ、コンパクト<sup>※</sup>で質の高いまちづくりに寄与する緑の創出へと転換していく必要があります。

限られた財源の中で効率的で効果的な公園緑地の創出とマネジメントを進めるためには求められる公園の機能についての検討と、見直しが必要です。

設置から長期間が経過し施設の老朽化が進む公園も多く、そのような公園に対しては、適切な維持管理、更新についての検討を進める必要があります。児童遊園地などでは修繕を必要とする遊具も多く、利用者の少ない施設の機能転換も含め、地域のニーズを踏まえた対応が望されます。地域の方々の関心が高い公園などの樹木の管理に対しては、防犯や管理面などへの対応とともに、景観や環境調整機能など緑が持つ本来の役割を踏まえた対応が必要です。

また、昨今の自然災害に対する防災意識の高まりから、安全安心な暮らしに寄与するオープンスペース<sup>※</sup>の確保が求められています。本市の地域防災計画における指定緊急避難場所<sup>※</sup>に指定された都市公園の防災施設の確保や災害時の公園利用に役立つよう身近な公園を中心とした地域の防災コミュニティづくりが求められています。

#### 取り組み①:各公園の将来を見据えたマネジメント計画の推進

公園施設の管理計画を定期的に見直し、活用方法や気候変動への対策など将来を見据えた公園マネジメントを進めます。また、樹木や草地など緑地の適切な維持管理についても検討します。

##### <事業例>

- ・ 計画的な公園施設の修繕・更新・改築（公園施設長寿命化計画）【市】
- ・ 都市公園の整備・管理のための方針作成【市】
- ・ 巨木等への対応、樹木や草地等の緑地の適切な維持管理、利活用手法の検討【市】
- ・ 大津市総合計画第3期実行計画の重点プロジェクトである、市役所庁舎整備プロジェクトに伴う皇子山総合運動公園等の一体的な活用の検討【市】
- ・ 都市公園における暑熱対策（四阿の設置、改修など）【市】



老木の街路樹

### **取り組み②:都市公園及び児童遊園地の配置や機能の見直し**

各地域の事情に応じた都市公園及び児童遊園地のあり方について、利用状況や求められる機能などに応じた施設の見直しや撤去、リニューアルを行います。

各都市公園などの多機能化に併せ、分担・特化を行います。著しく利用の少ない児童遊園地などは、周辺施設との統合や児童遊園地以外の用途への転換も検討します。

#### <事業例>

- 未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと事業の方向性の再検討【市】
- スポーツ大会、イベント等への対応【市】
- 都市公園のバリアフリー事業の推進及びユニバーサルデザインへの対応【市】
- 児童遊園地の施設配置適正化検討（機能分担の検討、児童遊園地適正化ガイドライン作成）【市】
- 市営プールの在り方検討【市】

### **取り組み③:地域の状況に合わせた公園施設の再編**

地域の状況の変化により、ニーズが乏しくなった遊具をはじめとする公園の施設は、安全性を考慮して修理・更新の他に撤去を検討する一方、子育て世代が多い地域では、子どもの遊び場の確保や地域交流の機会創出につながる公園施設の整備を進めます。また、健康づくりや予防医学などの観点による、健康遊具の設置についても検討します。

都市公園法の改正により、あらたに保育所その他社会福祉施設も、都市公園法の占用の許可対象となりました。

#### <事業例>

- 地域ニーズに合わせた施設再編の推進【市】
- 協働による公園等の維持管理の検討【市・民】
- 児童遊園地適正化ガイドラインの作成【市】
- 地域の状況に合わせた健康遊具の配置の検討【市】
- 保育所その他の社会福祉施設の占用申請への対応【市】
- 子どもや子育て当事者の目線に立った公園づくり【市】



皇子が丘公園の遊具

### 取り組み④:防災機能の確保

既存の公園等において、避難場所や防災拠点、仮設住宅等のオープンスペースとしての機能を確保します。

#### <事業例>

- ・若葉台地先公園の整備【市】
- ・公園の防災施設の確保【市】
- ・防災面も兼ね備えた様々な機能を担う空間の確保【市】
- ・指定管理者による「おくどさんベンチ（かまどベンチ）」の適切な維持管理の推進【指】
- ・指定緊急避難場所でのマンホールトイレ整備【市】



### 取り組み⑤:市民による都市公園及び児童遊園地の防災利用の促進

地域住民の共助や自助による非常時での公園の防災活用について、認識を深めてもらえるよう、地域の活動を支援します。

#### <事業例>

- ・身近な公園等における防災活動の支援【市】
- ・災害時における公園利用の事例紹介と周知【市】



伊香立公園（屋根付き多目的広場）

## 施策 2) 市民や事業者との協働による管理・運営の推進

都市公園・緑地は多様な機能と可能性を秘めています。都市公園が持つ魅力をそれぞれ効果的に引き出していくことで、公園は人々の暮らしを豊かにする社会資本になります。一方で、各地域で求められる公園の役割、市民のニーズは様々なため、利用する市民とともに協働での管理・運営を推進することが必要です。またサービス向上とコスト縮減の両立を目指し、民間手法の活用を進めています。

### 取り組み①:地域住民による維持管理の仕組みづくり

地域住民による維持管理を進めるための仕組みをつくります。

#### <事業例>

- ・ 協働による緑の維持管理のルール作成と普及・啓発【市・民】

### 取り組み②:公園を活用したカフェ・レストランの設置検討

にぎわい創出のため、事業者による公共還元型のカフェやレストランなどの設置を検討します。

(改正都市公園法に伴う公募設置管理制度、大津湖岸なぎさ公園などの活用)

#### <事業例>

- ・ JR 大津駅から湖岸までのにぎわいづくり（大津湖岸なぎさ公園などの公募設置管理制度の活用推進）【市】
- ・ 《完了》事業者の資金とノウハウを活用した大津びわこ競輪場跡地（近江神宮外苑公園）の整備【市・民】
- ・ 「なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクト」の推進  
(大津港周辺における官民連携による協議体（エリアプラットフォーム）の構築、周辺地域の将来像（未来ビジョン）の策定、にぎわい創出に向けた官民連携による取り組みの推進)【市・民】
- ・ 公園の整備・管理における事業者のノウハウの活用【市・民】



大津湖岸なぎさ公園(なぎさのテラス)

### 施策③) 緑のネットワークの充実

都市公園などの緑の拠点は、並木道や河川緑地と相互に結びつきネットワーク化されることで、美しい景観形成やにぎわいづくり、人々の利用、生物の生息や移動の場となるなど更なる効果を発揮します。

地域の魅力や回遊性を高めるような適切に維持管理された沿道の並木道と、ネットワークの拠点となる都市公園が求められています。

湖岸緑地や河川緑地の整備は一部にとどまり、並木道も不連続な場所があるなど自然を生かした景観形成やサイクリングなどの利用推進への対応には課題があります。

また、生態系の保全では、琵琶湖岸でのヨシ帯の保全や河川愛護団体によるホタル保全の取り組みなど本市では市民が主体となった取り組みが行われてきました。今後も引き続き、協働による保全活動を推進していくとともに、山並みの緑や琵琶湖などの中核となる緑地の保全、人と自然の交流の場となる公園緑地の創出などエコロジカルネットワークの構築に配慮した緑地が求められます。

#### 取り組み①:にぎわいづくりへの寄与

緑のネットワークの活用と充実を図り、回遊性のある「まちなかのにぎわい空間」を創出します。

##### <事業例>

- ・ 大津駅前中央大通りから大津湖岸なぎさ公園までにぎわいづくり【市】
- ・ 地域の拠点となる都市公園におけるにぎわい空間の創出【市】
- ・ 《完了》大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業【市・民】
- ・ 《完了》大津駅前公園再整備推進事業【市】



大津駅前公園

### 取り組み②：自然・歴史資源を生かした利用空間の拡大と総合的な地域の魅力向上

山並みや琵琶湖、歴史資源をつなぐ河川緑地や並木道、駅から主要施設への道が快適に歩ける空間となるよう適切な維持管理に努めます。あわせて、施設管理者と緑のネットワーク確保に連携して取り組むことで、古都大津の自然、歴史、文化を生かした魅力あふれるまちづくりに努めます。

#### <事業例>

- ・歴史と文化を生かしたまちづくりについての検討・実施【市】
- ・公園緑地、並木道の緑、河川、湖岸が連続する水と緑の回廊形成【国・県・市】
- ・歴史資源の公共空間化（近江国庁跡、崇福寺跡歴史風土特別保存地区の公共空間化、坂本城跡を生かした歴史まちづくりプロジェクト）【県・市】
- ・アダプトプログラム※制度等による清掃、除草の推進【市・民】
- ・保護樹林・樹木の保全【市・民】
- ・「大津市街路樹管理ガイドライン」の策定【市】

### 取り組み③：エコロジカルネットワークの形成に寄与する緑の機能の向上

生物多様性保全の観点から、生物の移動経路やすみかとなる緑のネットワークの連続性の確保に取り組むとともに、適切な維持保全を行います。

#### <事業例>

- ・滋賀県ビオトープネットワーク長期構想での重要拠点区域や生態回廊（河川緑地など）での生物の生息・生育環境の保全【県・市】
- ・都市公園や都市緑地等人と生物との交流拠点となる緑地の保全【市】
- ・協働による生物多様性に配慮した緑の維持管理、保全の推進【市・民】



柳ヶ崎湖畔公園



大津湖岸なぎさ公園

### ■ コラム：だれもが使いやすい公園を目指して

平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が定められ、公園においても園路やトイレなどのバリアフリー化が全国的に進められてきました。

平成 20 年 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が閣議決定され、どこでも、誰でも、自由に、使いやすい汎用性のあるデザインである「ユニバーサルデザイン」の必要性が掲げされました。これは、段差等の物理的なバリアだけでなく、利用案内等の情報面にバリアが生じないよう、ハード・ソフト両面から、できる限りあらゆる人々が利用しやすいように配慮したデザインです。

また、近年、公園においては身体の障害、年齢、性別、言語、文化、国籍などにおいてマイノリティ（少数派）となる立場の人も含め、全ての人が利用しやすいことを目指して「インクルーシブな公園」の整備が進められています。

#### 【バリアフリー】

障害のある人など特定の人でも使いやすくするための環境づくりを目指し、主に物理的なバリアを取り除くこと。



#### 【ユニバーサルデザイン】

障害の有無にかかわらず、だれもが快適に利用できるよう、はじめからできるだけ多くの人が使いやすいよう汎用性の高いデザインを目指すこと。



#### 【インクルーシブ】

マイノリティとなる立場の人も含め、全ての人が参加、貢献できる共生社会の実現を目指すこと。



#### ○大津市でのインクルーシブ対応施設

《一里山公園に設置したインクルーシブ遊具※》



関連内容：50 ページ

### 施策1) 愛護会や緑の市民活動団体への参加促進、支援の充実

本市では、公園愛護会や緑化サポーターなどの制度による緑の市民活動の普及・支援や大津花フェスタなどの啓発イベントの開催により、公園の維持管理や花壇づくりなど市民との協働による花と緑のまちづくりを進めてきました。今後も引き続き、これらの取り組みの継続・拡大に努めることは重要です。

しかし、公園などを利用する皆さんに花と緑のまちづくり活動の取り組みが十分に認識されていないため、新たな参加者が少なく、活動参加者の高齢化が課題となっています。また、活動の取組形態として従来の地域型から個人的な参加へのニーズが高まっています。市民が取り組む美しい花と緑のまちづくりに対する理解や愛情、誇りを広げていくためにも、多様な世代への普及活動や個人でも参加しやすい仕組みづくりが求められています。

活動する皆さんのがやりがいを感じることができると同時に、積極的な取り組みを促進・支援する体制づくりに取り組んでいきます。

#### 取り組み①: 緑のまちづくりへ市民が幅広く参加できる制度の構築

未利用地を活用したコミュニティガーデンづくりや市民農園など緑の大切さを共有でき、幅広く参加を促せる制度を設けます。

##### <事業例>

- おおつ花を活かしたまちづくり事業の推進【指】
- みんなで花づくりプロジェクト事業（花苗生産）【指】
- 緑のまちづくりに関する市民講座の開催（コミュニティガーデナー養成講座）【指】
- 緑化サポーターの推進【指】
- 市民が緑に親しめるイベントの開催（おおつ花フェスタなどの継続）【市】
- 大津のヨシ保全事業（ヨシ刈り）の実施【市】
- 緑の活動に関する情報発信や市民が気軽に取り組める機会の提供【市】



ヨシ刈り

### 取り組み②: 緑の市民活動の情報発信・交流の場づくり

HP や広報、SNSなどを通じ、自主的な緑の市民活動についての情報発信を行うとともに、活動団体間の情報交換の充実を支援します。

#### <事業例>

- ・ 緑の情報提供強化による活動・交流の向上【市】
- ・ 環境保全活動の連携強化【市】
- ・ イベント等における緑の市民活動団体の交流促進【市】
- ・ 緑に関する講習会の開催【指】
- ・ SNS を活用した双方型情報共有の推進  
(「大津のかんきょう宝箱」の発信、市公式 LINE による情報発信) 【市】



### 取り組み③: 地域住民による公園緑地などの維持管理の推進と緑のコミュニティの育成

地域住民が自主的に公共施設の樹木を維持管理する体制として、グリーンレンジャー<sup>※</sup>制度の推進を図ります。また、地域の公園を守り、育てる、日常維持管理の場として、公園愛護会活動を継続して支援します。

#### <事業例>

- ・ グリーンレンジャー制度の周知及び推進【市】
- ・ 公園愛護会の継続・推進【市】
- ・ 協働による緑の維持管理のルール作成と普及・啓発【市】
- ・ 市民の公園の見守り活動を支援【市・指】



市民との協働による公園樹木の管理

## 施策 2) 住宅地や中高層建築物、工場などの敷地内緑化の推進

本市では、市街化区域における施設緑地と地域制緑地の割合が約 2 割にとどまっており、街路樹や自宅、学校施設の周りなど身近な緑の創出が課題となっています。

良好な住宅地の形成を目的に、宅地開発などで行われてきた緑地協定の締結件数については、普及の結果、市民と事業者の理解や協力もあり、第 3 次大津市緑の基本計画の目標をほぼ達成できました。一方、協定期間の終了を迎える区域では、これまでの緑の住環境を維持するためのルールの継続が課題となっています。

また、これまで良好な緑の環境を有する住宅地の維持創出に努めてきましたが、空家の増加などにより、敷地内の緑の適切な維持管理が課題となっています。

本市の市街化区域の面積のうち、約 5%が農地として利用されています。市街地の農地の緑は、季節の移ろいや生物の生息を感じることができる身近な緑として市民の評価も高く、コンパクトなまちづくり推進の視点からも保全活用を進めていくことが望まれます。

都心エリアでの緑豊かな環境形成を促進するため、特に市街化が進行した地域への対策が求められています。事業所などにおける敷地内緑化については、従来の建築基準法などに基づく規制に加え、必要に応じた緑化推進の検討も必要となっています。

### 取り組み①: 緑地協定等の締結促進

緑地協定をはじめとした快適な居住環境や景観を形成するための地域でのルールづくりの必要性について継続的に市民に説明を行うとともに、地域でのルールづくりのための支援を行うことで、良好な緑の環境を有する住宅地の維持創出に努めます。

#### <事業例>

- ・ 緑地協定制度の普及継続【市】
- ・ 緑地協定の締結期間が終了した区域での緑の維持・保全の推進（建築協定※・地区計画※等）【市】



良好な緑の環境を有する住宅地（イメージ）

### 取り組み②:空家等対策の推進及び都市農地の保全・活用

市街化区域における良好な緑の環境を維持するため、空家、空き地の適正管理の促進及び緑地としての都市農地の適切な保全を進めます。

#### <事業例>

- 空家等における「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「大津市空家等の適正管理に関する条例」に基づく助言及び指導、勧告、命令の実施【市】
- 周辺の生活環境に影響を及ぼしている状態の空き地における「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に基づく指導、勧告の実施【市】
- 市民農園の開設支援【市】

### 取り組み③:市街化区域の緑化に寄与する建築物への緑化推進

コンパクトなまちづくりの推進に向け、事業所等の建築物に対し、必要に応じた緑化を推進するよう所有者へ要請します。

#### <事業例>

- 市街化区域の緑化に寄与する工場緑化の推奨【市】
- 市街化区域の緑化に寄与する中高層建築物等への緑化指導【市】
- 日陰を作る街路樹整備や緑のカーテン設置など公共施設緑化の推進【市】



### **施策3) 教育機関や事業者などによる緑の市民活動への協働支援**

本市では様々な緑の市民活動が展開されてきましたが、活動従事者の高齢化により、新たな担い手の育成が課題となっています。活動の維持や市民参加の拡大のためにも、教育機関や事業者などの参画、多様な主体の連携による協働の取り組みが必要です。他の自治体の先進的な事例も参考にした協働支援が期待されます。

また、子どもたちが地域の大人とともに活動することで、身近な自然を大切にする姿勢などを学ぶことができ、多世代交流により地域コミュニティの形成も図ることができます。

事業者や教育機関などの参加に対する啓発活動や多様な主体同士のつながりの糸口をつくるための支援施策が必要です。

#### **取り組み①:協働による緑化施策の推進**

事業者が参画する緑の募金活動を継続的に実施し、市民活動団体や公園施設の指定管理者、大学、事業者との協力による緑化施策を推進します。

##### <事業例>

- ・ 緑の募金活動の継続【市】
- ・ 大学との協働による調査・保全活動の推進【市】
- ・ 公園や街路樹等の管理に関する市民通報システムの実施、普及啓発【市】
- ・ 協働による大津湖岸なぎさ公園における芝桜の管理【指・民】

#### **取り組み②:多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進**

公園愛護会や公園施設の指定管理者、大学、事業者との協力による緑の地域活動への参加を推進します。

##### <事業例>

- ・ 公園でのイベント開催協力等【市】
- ・ 公園愛護会による公園での維持管理活動の推進、支援【市】
- ・ 環境保全活動の連携強化【市・指】
- ・ 多様な主体による山や琵琶湖等での環境学習や野外スポーツの推進【市】
- ・ 地域住民との連携による公園緑地の計画と維持管理活動【市】
- ・ 児童遊園地適正化ガイドラインに基づく、児童遊園地の管理【市】



協働による芝桜の管理

## 4章 緑の保全及び緑化推進のための施策

### 取り組み③:公園緑地を活用した子どもたちへの環境学習の実施と緑の市民活動の啓発

自然体験型学習等の環境学習の推進により、子どもたちへ緑の市民活動の大切さの啓発を行います。

#### <事業例>

- ・ 親子で自然にふれあう自然家族事業の推進【市】
- ・ 学校教育における環境学習の推進【市】
- ・ 親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進【市・指】
- ・ 大津緑の少年団活動の推進【市】
- ・ 協働による河川環境の維持管理の促進（河川愛護団体の活動促進など）【県・市】
- ・ 森林環境学習「やまのこ」事業【県・市】
- ・ 里地里山・琵琶湖・河川等を生かした自然に親しむ活動の推進  
(うみのこ事業、たんぼのこ事業、水辺の楽校、  
保育園・幼稚園における田んぼ遊びなど) 【県】
- ・ 木育の推進【県】
- ・ 自然体験空間の整備【市】



河川での自然に親しむ活動

## **施策4) 子どもを育む場としての公園緑地を支える仕組みづくりの推進**

公園や緑地は、遊びや地域の人々との交流や自然環境にふれることで、子どもたちの心と身体の成長や発達を支える場としての役割が期待されます。

しかし、近年防犯面から子どもの外遊びの場として、安全な公園の環境が求められています。また、球技をはじめ公園での遊びが制約を受ける場合もあります。

一方、子どもたちが、地域社会の中で異年齢の子どもや高齢者をはじめとする多世代の人たちと交流する場としての公園や緑地に対する保護者の期待は高く、このニーズに応える必要があります。

子どもたちの公園での遊びに対し、関心を寄せる公園愛護会の参加者は多く、その意識を遊びの支援や見守りなどの活動につなげることが効果的です。このように、公園や緑地が地域社会のコミュニティの拠点としての役割を果たすことで、地域社会の連携強化につながります。

また、山や川など公園以外の場での多様な外遊びの機会を増やすために、地域や専門性の高い大学やNPOなどの協力が望まれます。

### **取り組み①: 身近な公園での地域団体等と子どもたちの交流の推進**

身近な公園が、地域団体等や子どもたちなど地域の多世代交流の場となるよう、各種事業を支援・推進します。

#### **<事業例>**

- プレイパーク※事業の推進【市】
- 公園での見守り活動の推進【市】
- 公園愛護会の継続・推進【市】
- 公園愛護会による公園での維持管理活動の推進【市】



### 取り組み②: 多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進

大学やNPOによる地域貢献活動の一環として、様々な年齢層の子どもたちを対象に外遊びを行う活動を支援します。

#### <事業例>

- ・環境保全活動の連携強化【市】
- ・多様な主体による山や琵琶湖等での環境学習や野外スポーツの推進【市】



環境学習の様子

## ■ コラム：協働のまちづくり

本市では、「大津市協働のまちづくり推進計画（平成 29 年度～令和 10 年度）」を策定するなど市民・市民団体、事業者及び市の三者協働によるまちづくりを、具体的かつ積極的に進めているところです。

「協働のまちづくり」とは、市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動の下に、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことです。

私たち一人ひとりが主役となって、得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合って、みんなで参加していくことが、これからまちづくりのカタチであり、それが「協働のまちづくり」です。

「協働のまちづくり」を進めていくことで、自分たちのまちを知り、再発見することができ、まちを愛する心も育ちます。

自分たちのまちが「誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたくなるまち大津」へと変わっていく中で、「自分たちのまちを自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感することができます。



市民との協働による公園樹木の管理



工場前の緑化

関連内容：56、57、60 ページ